第59回大阪市大規模小売店舗立地審議会会議要旨

- 1 日 時 平成27年1月16日(金) 午後2時開会 午後3時30分閉会
- 2 場 所 大阪産業創造館 12階会議室
- 3 出席者
 - (1)委員稲岡委員、翁長委員、佐藤委員、向山委員、若井委員
 - (2)事務局 経済戦略局:西田商業立地担当課長

4 議 題

大規模小売店舗立地法に基づく届出案件の審議について

- (1)「(仮称)フェスティバルゲート跡地開発計画」〔新設〕
- (2)「イオン太子橋ショッピングセンター」〔開閉店時刻の変更〕
- (3)「(仮称) 道頓堀法善寺ビル」〔新設〕

5 議事要旨

- (1) 届出案件に係る届出内容について、事務局より説明を行った。
- (2) 届出案件の審議に際し、審議会委員から質問、意見等があった。 主な指摘事項は次のとおり
 - ① 「(仮称)フェスティバルゲート跡地開発計画」
 - ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法 の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意 見は有しない。
 - ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証する など、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維 持・運営に努めるよう要望する。
 - ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、 周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めていない 事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努める よう要望する。
 - ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、 地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望す

る。

- ・ 来客による自転車が近隣の歩道など道路上に放置されることを抑制する 観点から、駐輪場の利用の効率性を高めるとともに、駐輪場の適切な管理 を行うよう要望する。
- ・ 開業後も、地域住民及び地域団体と良好な関係を保ちつつ、まちの賑わい創出に協力することを要望する。
- ・ 騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施にあたっては、周辺の生活環境の悪化防止等に、より一層の配慮を行うよう要望する。

② 「イオン太子橋ショッピングセンター」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法 の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意 見は有しない。
- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、 地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望す る。
- ・ 騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施にあたっては、周辺の生活環境の悪化防止等に、より一層の配慮を行うことが望ましい。

また、本店舗の営業時間は深夜に及ぶため、特に深夜においては静穏な生活環境の保持に留意されたい。

・ 本件については、24時間営業に変更することに対して、近隣住民から生 活環境の悪化を強く懸念する意見が表明されている。

地域住民にとっては切実な問題であるため、当該店舗設置者は指針に基づく配慮事項を遵守するだけでなく、それ以外の事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切に対応されたい。

また、近隣住民との信頼関係を構築し、24時間営業への変更に対し、十分な理解が得られるよう誠意をもって対応されたい。

③ 「(仮称)道頓堀法善寺ビル」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法 の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意 見は有しない。
- 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証する など、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維

持・運営に努めるよう要望する。

- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、 周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めていない 事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努める よう要望する。
- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、 地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。
- ・ 来客による自転車が近隣の歩道など道路上に放置されることを抑制する観点から、駐輪場の利用の効率性を高めるとともに、駐輪場の適切な管理を行うよう要望する。

6 配布資料

資料1 次第

資料 2 配席図・委員名簿

資料3 大阪市意見(案)について

資料4 住民意見書の概要

資料 5 届出要約書

資料6 「軽微な延刻等」に係る手続きの状況について(報告)

7 問い合わせ先 大阪市経済戦略局産業振興部地域産業課

(電 話) 06-6615-3784

(FAX) 06-6614-0190